

法務大臣 山下貴司 殿
法務省入国管理局長 和田雅樹 殿

平成30年10月10日

法務省発表「難民認定制度の運用の更なる見直し後の状況について」に対する 声明

全国難民弁護団連絡会議
代表 弁護士 渡邊彰悟
事務局長 弁護士 難波 満

全国難民弁護団連絡会議（代表 弁護士 渡邊彰悟）は、平成30年1月11日付けで「法務省発表『難民認定制度の運用の更なる見直し』に対する声明」を発表したが、「難民認定制度の運用の更なる見直し」（以下、「同運用」という）について、平成30年8月31日付けで法務省入国管理局より発表された「難民認定制度の運用の更なる見直し後の状況について」（以下、「同発表」という）に対し、下記のとおり抗議し、同運用の見直しを改めて求める。

記

同発表においては、その冒頭で、「在留を認めない措置や就労を認めない措置を執ることとした結果、・・・難民認定申請数が大幅に減少し、申請を取り下げた者等の数も急増しており、これまでのところ、『運用の更なる見直し』が、就労等を目的とする者による濫用・誤用的な難民認定申請の抑制に一定程度の効果をあげている」として、同運用に効果があったかのような記述をしている。

しかしながら、当会議が今年1月12日付けの声明で指摘した問題点については一切解決がなされていない。むしろ、在留制限や就労制限によって、難民認定申請者、あるいは難民認定申請をしようとしている者が萎縮し、あるいは収容等の不利益を避けるために、本来行うことを希望していた難民認定申請を回避せざるを得ない状況が現実化している。

この点につき、同発表は「真の難民ではなく就労等を目的とする濫用・誤用的な申請者が取り下げる等して、帰国したものと考えられます」と結論づける

が、申請を取り下げる等した申請者が、就労等を目的とする濫用・誤用的な申請者であったかどうかを客観的に検証したのではなく、推測に過ぎない。

なお、同発表においては、平成30年上半期の難民認定数が以前よりも増えていると発表されている。しかしながら、2017年 UNHCR グローバルトレンドにおいては、日本は、保護率が10%を切る数少ない国の一つとして挙げられ、さらには、保護率が1%を切り、とりわけ認定率が低い国として唯一あげられているところ、平成30年上半期の統計によってもなお、難民認定数に人道配慮数を加えてもその保護率は0.7%に満たないのであり、保護されるべき人が保護されているとは到底考えられる状況にない。

このように、保護されるべき人が保護されない状況につき真摯な検討がされず、在留制限や就労制限のみが進められている。

その結果、当会議所属の弁護士による報告によると、難民該当性が高いと考えられるエチオピア国籍の申請者が、在留制限後の収容に耐えられずに、難民認定申請をやむなく諦め、本国で迫害を受けない可能性に賭けて帰国するなどしており、本見直しにより、難民条約締結国として日本が負うノン・ルフルマンの原則に違反するとの懸念が現実化している状況にある。また、本国からの迫害を恐れて帰国ができず、収容され続けているケースも複数あり、そのほか、エリトリア国籍の申請者で、難民申請が認められず、日本で不安定な状態に耐えられずに第三国に出国したケースも存在する。

当会議が今年1月12日付けの声明で指摘したとおり、同運用は難民申請者の保護という日本に課された国際的な責務に反するものである。また、日本も参加して本年12月締結予定の難民に関するグローバルコンパクトにおいては、難民についての負担と責任の分担の重要性が指摘されているところ、「濫用・誤用」の抑制のみに力を入れ、難民受入れの負担と責任を引き受けようとしない法務省の姿勢は、日本がこのように国際社会において示しているコミットメントとも相反するものである。

法務省においては、重大な問題を含む平成30年1月12日付け「難民認定制度の運用の更なる見直し」を直ちに見直し、難民申請者に対する国際的な責務を果たすよう強く求める。

以上